

# 生産緑地地区の追加指定方針

令和8年3月  
我孫子市都市計画課

## 1 はじめに

三大都市圏特定市の市街化区域内農地については、平成3年1月25日閣議決定の総合土地政策推進要綱に基づき、良好な生活環境の確保を図る上で残存する農地の保全、大都市地域の住宅、宅地供給を目的に「保全する農地」と「宅地化する農地」に区分が図られた。

「保全する農地」については、その緑地機能を積極的に評価し、より計画的、持続的な保全を図り都市計画上の位置づけをするため、平成3年4月26日に生産緑地法の改正が行われたことを受け、本市では平成4年11月に139地区、29.97haを生産緑地地区に指定した。

「宅地化する農地」について、本市では「生産緑地地区の追加指定に関する基準及び運用方針（平成21年策定、平成25年改定）」及び「生産緑地地区の追加指定方針（平成25年策定）」において既存生産緑地地区の維持・充実が図られる場合などは追加指定を検討する方針としてきた。

しかし、平成28年5月に閣議決定された「都市農業振興基本計画」において、都市農地が発揮する多様な機能を再評価し、「宅地化する農地」についても「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく位置づけが転換されたことから、本市の生産緑地の追加指定方針等についても転換する必要が生じた。

## 2 追加指定の方針

生産緑地地区制度は、緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として創設された制度である。

我孫子市都市計画マスタープランや我孫子市緑の基本計画においても、市街化区域内の農地は、多様な機能を有するグリーンインフラとして維持することを基本とし、特定生産緑地制度の活用により保全の方向性を示していることから、今後は市の施策、基準に適合する市街化区域内の農地については、土地所有者の意向に基づき、随時、生産緑地地区に追加指定を行うこととする。